

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業
に関するQ & A（第10版）
＜認定申請編＞

注意

本Q & Aは、随時見直しを行っております。
ご使用の際は、必ず最新版のQ & Aをご確認下さい。

2021年5月13日

内閣府 地方創生推進事務局

目 次

1. 申請主体について

- Q 1-1. 申請主体 1
- Q 1-2. 適用対象外地方公共団体 1
- Q 1-3. 共同申請 1

2. 認定申請の時期・記載事項について

- Q 2-1. 地域再生計画の認定申請の時期 1
- Q 2-2. 地域再生計画の記載事項 1
- Q 2-3. 対象事業 2
- Q 2-4. 「包括的な認定」とは 2
- Q 2-5. 地方版総合戦略の改訂① 3
- Q 2-6. 地方版総合戦略の改訂② 3
- Q 2-7. 複数年度事業の申請 3
- Q 2-8. KPI の設定 3
- Q 2-9. 寄附の金額の目安 4
- Q 2-10. (削除) 4
- Q 2-11. 複数事業の申請 4
- Q 2-12. 地域再生計画の認定基準 4
- Q 2-13. 事業の地方版総合戦略への記載 5

3. 対象となる事業（個別具体的な事業）について

- Q 3-1. 既存事業の申請 5
- Q 3-2. 着手済み事業の申請 5
- Q 3-3. 寄附の振替 6
- Q 3-4. 負担金への充当 6
- Q 3-5. 基金への積立て 6
- Q 3-6. 奨学金返還支援基金への積立て 6
- Q 3-7. 寄附を募る事業等の委託料への充当 6
- Q 3-8. ハード事業への充当 7
- Q 3-9. 国の補助金・交付金対象事業の地方負担分への充当 7
- Q 3-10. 地方負担分へ地方創生応援税制を充当できる国の補助金・交付金①
. 8
- Q 3-11. 地方創生応援税制と地方創生推進交付金との併用 8
- Q 3-12. 寄附企業の地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の活用
. 8

Q 3-13. 地方負担分へ地方創生応援税制を充当できる国の補助金・交付金②	9
Q 3-14. 地方債の起債対象事業への充当	9
Q 3-15. 特別交付税措置の対象事業への充当	10
Q 3-16. 特定の NPO 法人等を指定して支出する寄附	10
別紙	11
「地方財政措置を伴う補助金や交付金のうち、地方負担分に地方創生応援税制に係る寄附を充てることのできる補助金・交付金一覧」	

1. 申請主体について

<p>Q 1-1.</p> <p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を記載した地域再生計画はどのような主体が申請できますか。</p>	<p>A 1-1.</p> <p>以下の要件に該当する団体を除き、都道府県又は市町村が単独又は共同で申請することが可能です。</p> <p>A) 都道府県 普通交付税の不交付団体であること。</p> <p>B) 市町村 普通交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域(※)とされている団体であること。</p> <p>(※) 首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯、近畿圏整備法で定める既成都市区域等(拡充型事業に係る地方拠点強化税制の支援対象外地域)</p>
<p>Q 1-2.</p> <p>普通交付税の不交付団体であることについては、いつの時点で判断されますか。</p>	<p>A 1-2.</p> <p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を実施しようとする年度の前年度において、普通交付税の交付を受けているかどうかで判断します。</p>
<p>Q 1-3.</p> <p>複数の地方公共団体による共同事業は対象となりますか。</p>	<p>A 1-3.</p> <p>共同事業も対象となります。この場合、共同で1つの地域再生計画を作成することも、それぞれの地方公共団体が個別に地域再生計画を作成することも可能です。</p> <p>なお、共同事業の実施に当たっては、それぞれの地方公共団体分の事業費と寄附額を明確に区分して適切に管理する必要があります。</p>

2. 認定申請の時期・記載事項について

<p>Q 2-1.</p> <p>地域再生計画の認定申請の締切はいつですか。</p>	<p>A 2-1.</p> <p>毎年度5月、9月、1月を目途に実施することを原則とし、具体的なスケジュールは別途、内閣府が決定し、公表します(変更認定申請も同様)。</p> <p>なお、企業側の寄附のスケジュール及び額、事業の規模、緊急性等を勘案し、特別の事情がある場合には、認定時期について個別にご相談ください。</p>
<p>Q 2-2.</p> <p>認定申請に当たっては、地域再生計画にどのような事柄を記</p>	<p>A 2-2.</p> <p>認定申請に当たっては、地域再生計画の記載事項のうち、「5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業」に、次のaからfの項目を記載してください。なお、地域再生計画の記載様式は</p>

<p>載することが必要ですか。</p>	<p>認定回ごとに変更されることがありますので、具体的な申請方法については必ず申請を行う認定回に係る事務連絡を確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 事業の名称 b. 事業の内容 c. 事業の実施状況に関する客観的な指標 (重要業績評価指標 (KPI)) d. 寄附の金額の目安 e. 事業の評価の方法 (PDCA サイクル) f. 事業実施期間
<p>Q 2-3. どのような事業が対象となりますか。</p>	<p>A 2-3. 地方版総合戦略に位置付けられたものであれば、雇用の創出や、移住・定住の促進、結婚・出産・子育ての支援、まちづくり等、地方創生を推進する観点から幅広い分野の事業が対象となります。</p> <p>ただし、地方創生の観点から効果の高い事業を対象とするため、地域再生計画の認定に当たっては、事業ごとに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域再生・地方創生の実現という法律の目的を達成するためのアウトカムベースの KPI (客観的な数値指標。地方版総合戦略の基本目標に係る数値目標と同一としても差し支えありません。) が設定されていること ・PDCA サイクルが整備されており、事後的に客観的な効果検証が行えるものであること <p>が要件となります。</p>
<p>Q 2-4. 令和2年度から、認定手続きが簡素化され、「包括的な認定」の仕組みとなりましたが、具体的にはどのように変わったのですか。</p>	<p>A 2-4. これまでの寄附対象となる予算事業を認定する方式から、包括的に認定する方式とするものです。</p> <p>具体的には、これまで、年度ごとの事業内容等、個別具体的な事業の内容を地域再生計画に詳細に記載することとしていましたが、地域再生計画に基づき実施するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業が、地方版総合戦略に位置付けられた地方創生に資する事業であること等が確認できる程度の記載 (まち・ひと・しごと創生寄附活用事業が地方版総合戦略に掲げる基本目標・基本的方向ごとに適合することが確認できる程度の記載) で足りることとするものです。</p> <p>なお、地方版総合戦略において、基本目標・基本的方向に紐づく施策の概要に関する記載がある場合は、当該記載と同一として差し支えありません。</p>

<p>Q 2-5.</p> <p>地方版総合戦略を改訂する予定ですが、Q 2-4の「地方版総合戦略に位置付けられた地方創生に資する事業」とは現行・次期戦略のどちらに位置付ける必要があるのですか。</p>	<p>A 2-5.</p> <p>地域再生計画に記載するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業実施期間（A 2-2のf.に掲げる事業実施期間）の始期に効力のある地方版総合戦略に位置付ける必要があります。</p> <p>なお、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の活用に当たっては、現行の地方版総合戦略と次期地方版総合戦略の計画期間に隙間が生じないようにご注意ください。</p> <p>[具体的なイメージ]</p> <p>①事業実施期間の始期より、次期地方版総合戦略の始期が前（もしくは同日）の場合</p> <p>…次期地方版総合戦略に事業を位置付ける必要があります。</p> <p>②事業実施期間の始期より、次期地方版総合戦略の始期が後の場合</p> <p>…現行の地方版総合戦略に事業を位置付ける必要があります。なお、事業実施期間中に、現行の地方版総合戦略の終期を迎える場合には、次期地方版総合戦略にもまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を位置付けてください。</p>
<p>Q 2-6.</p> <p>地域再生計画の認定を受けた後に、地方版総合戦略を改訂した場合、地域再生計画の変更認定申請が必要となりますか。</p>	<p>A 2-6.</p> <p>地方版総合戦略を改訂したことをもって直ちに地域再生計画の変更認定申請が必要となるわけではありませんが、認定を受けた地域再生計画の内容に変更が生じる場合には、変更認定申請が必要です。</p>
<p>Q 2-7.</p> <p>地方創生応援税制の適用を受ける事業について、事業期間が複数年度にわたる事業も申請可能ですか。</p>	<p>A 2-7.</p> <p>地方創生応援税制の適用を受ける事業について、適用期限である2024年度までの事業を申請することが可能です。</p> <p>なお、2年度目以降において、地域再生計画の記載内容に変更があった場合には、軽微な変更（Q 6-1参照）を除き、地域再生計画の変更認定申請の手続を行う必要があります。</p>
<p>Q 2-8.</p> <p>KPIは、どのように設定する必要がありますか。</p>	<p>A 2-8.</p> <p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業によって達成されるKPI（原則としてアウトカムベース）を設定してください。このKPIは、地方版総合戦略の基本目標に係る数値目標と同一の指標でも構いません。</p> <p>なお、KPIの設定に当たっては、「地方創生事業実施のためのガ</p>

	イドライン」(2018年4月内閣府地方創生推進事務局)が参考となります。
<p>Q2-9. 「寄附の金額の目安」とは、どのように算出すればよいですか。</p>	<p>A2-9. 「寄附の金額の目安」は、寄附額がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業費の範囲内となるよう、事業の実施と寄附の受領を適切に管理するために設定するものです。当該事業費のうち確実に執行が見込まれる額以下の金額を設定してください。</p> <p>算出方法としては、</p> <p>①想定される事業費のうち国庫補助金等を除いた地方負担額(予算事業の特定が困難な場合は主要な事業の事業費の合計や地方創生関係交付金事業の地方負担額の合計で差し支えありません。)に、過去の類似事業における入札率や予算執行率を掛ける方法</p> <p>が考えられますが、地域再生計画の作成の段階で個別具体的な事業を特定することが困難である場合には、</p> <p>②寄附の募集、受領が可能な額を現実的に見込む方法(①により算出される額又は当該地方公共団体の標準財政規模の5%(市町村は10%)に相当する額以内である場合に限る。)等の方法を用いることも可能です。</p> <p>また、地域再生計画に記載した寄附の金額の目安の範囲内であれば事業費確定前に寄附を受領することが可能ですが、事業費の実績を上回って寄附を受領した場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定が取り消されるなど、事後の地域再生法上の特例措置の適用に当たり、地方公共団体に不利益が生じることがあります。</p>
<p>Q2-10. (削除)</p>	<p>A2-10. (削除)</p>
<p>Q2-11. 一つの地域再生計画に、複数のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を記載することは可能ですか。</p>	<p>A2-11. 複数の事業が相互に関連する場合には一つの地域再生計画に記載が可能です。ただし、事業ごとに認定に必要なA2-2(a～f)の記載事項が記載されている必要があります。</p> <p>なお、地域再生計画の事業は、地方版総合戦略の基本目標・基本的方向に紐づく施策であることが確認できる程度の記載で足りるため、全ての事業を予算事業単位で地域再生計画に記載する必要はありません。</p>
<p>Q2-12. 地域再生計画はど</p>	<p>A2-12. 地域再生計画が認定されるためには、地域再生計画に記載する</p>

<p>のような基準によって認定されるのですか。</p>	<p>事業が地域再生基本方針に適合する等のほか、地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容が地方版総合戦略に位置付けられたものであって、法人からの寄附を呼び込むことができるような効果の高い魅力的な事業であることが必要です。また、事業について、アウトカムベースの KPI の設定や、行政以外の第三者が参画する PDCA サイクルが整備されていることが必要です。</p> <p>なお、アウトカムベースの KPI は地方版総合戦略の基本目標に係る数値目標と同一の指標でも構いません。</p>
<p>Q 2 - 1 3 . まち・ひと・しごと創生寄附活用事業については、地方版総合戦略に事業単位で明確に記載されている必要があるのですか。</p>	<p>A 2 - 1 3 . 地方版総合戦略において、個別具体的に事業内容の詳細が記載されている必要はありませんが、地方版総合戦略における施策に位置付けられる事業であり、寄附を活用する事業が地方版総合戦略の基本目標や KPI にどのように寄与するのかを地域再生計画で明らかにできる程度の記載が必要です。</p>

3. 寄附の対象となる事業について

<p>Q 3 - 1 . 既存の住民サービスとして行ってきた事業は対象となりますか。</p>	<p>A 3 - 1 . 既存の住民サービスとして行ってきた事業についても、地方創生に資するものであって、寄附を契機として質的又は量的な変化があることを明確に説明できる場合には対象となり得ます。</p>
<p>Q 3 - 2 . 着手済みの事業について地域再生計画を作成して、認定申請することはできますか。また、地域再生計画を申請する時点において着手済みの事業に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることはできますか。</p>	<p>A 3 - 2 . まち・ひと・しごと創生寄附活用事業は、地域再生計画の認定後に事業を実施（着手）することを想定しているため、原則として着手済みの事業（地域再生計画の認定前に支出負担行為を行ったもの）については対象となりません。</p> <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域再生計画認定まで事業着手を遅らせると、当該事業の目的達成に支障が生じうること。 ②当該事業の予算計上に際し、地方創生応援税制の活用を予定していることが明らかにされており、単なる財源振替ではないこと。 <p>のいずれも満たす場合には、事前着手が可能であるため、個別にご相談ください。</p>

<p>Q 3-3.</p> <p>イベント等への協賛金など従来から行われている寄附について、地方創生応援税制に係る寄附として受領することはできますか。</p>	<p>A 3-3.</p> <p>地方創生応援税制は、産官学金労言士が参画して策定した地方版総合戦略に位置づけられた、KPI の設定や PDCA サイクルの整備等によって効果が高いと考えられる事業への寄附に対して税制上の特例措置がなされるものです。そのため、従来から行っている事業を、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として、単に振り替えるようなことは行わないようにしてください(Q 3-1 参照)。</p> <p>本税制の趣旨を踏まえた事業を企画立案し、法人に対してその内容をよく説明することにより、法人が事業の趣旨に賛同した結果として寄附が行われるようにしてください。</p>
<p>Q 3-4.</p> <p>広域連合等が行う地方創生事業分の負担金に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることはできますか。</p>	<p>A 3-4.</p> <p>地方創生事業の財源として支出する広域連合等への負担金については、地方創生応援税制に係る寄附を充てることができます。</p> <p>ただし、本税制に係る寄附の額が当該事業の財源として支出する負担金の額を超えることがないようにご注意ください。</p>
<p>Q 3-5.</p> <p>地方公共団体が行う基金への積立てに対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることはできますか。</p>	<p>A 3-5.</p> <p>地域再生計画認定申請マニュアル(各論)に示す要件・運用管理を備える基金への積立てに充てる寄附については、本税制の対象となります。</p>
<p>Q 3-6.</p> <p>大学生等の地元定着促進を目的とした奨学金返還支援基金への積立てに対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることはできますか。</p>	<p>A 3-6.</p> <p>国においては、地方への若者の定着を促進するため、奨学金返還支援基金の取組を積極的に推進しているところです。この奨学金返還支援基金への積立てに充てる寄附についても、基金を活用した事業の一類型として、地域再生計画認定申請マニュアル(各論)に示す要件・運用管理を備えるものであれば、地方創生応援税制の対象となります。</p>
<p>Q 3-7.</p> <p>寄附を募る業務や事業を PR する業務を委託する場合の委託料に対して、地方創生</p>	<p>A 3-7.</p> <p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の企画・実施について地方公共団体から委託を受けた民間主体が、他の企業に寄附の働きかけを行うことも考えられ、その場合の委託料に地方創生応援税制に係る寄附を充てることも差し支えありません。</p>

<p>応援税制に係る寄附を充てることはできますか。</p>	<p>ただし、寄附額の一定割合を委託料とするなど、単に寄附の活用のみを目的とする委託である場合には、地方創生応援税制に係る寄附を充てることはできません。</p> <p>また、委託を受けた民間主体が寄附募集を行うことが想定される場合には、特に、委託料の額を委託に必要な額として対外的に説明可能なものとするとともに、契約において、寄附を行うことの代償として寄附企業に経済的利益を供与することを禁じる条項を設けるなど、適切な契約内容とすることが必要です。</p>														
<p>Q 3-8. ハード事業に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることはできますか。</p>	<p>A 3-8. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業については、ハード事業も対象としています。</p> <p>なお、基金を活用した事業による場合を除き、各年度において寄附額が事業費を超えないようにする必要がありますので、その旨ご留意ください。</p>														
<p>Q 3-9. 国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能ですか。</p>	<p>A 3-9. 地方創生応援税制の制度の趣旨は、地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な事業を支援することから、国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分については、原則として地方創生応援税制に係る寄附を充てることはできません。</p> <p>ただし、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、地方大学・地域産業創生交付金の対象となる事業をはじめ、地方創生に関連する国の補助金・交付金(Q 3-10参照)の地方負担分については、地方創生応援税制に係る寄附を充てることができます。</p> <p>また、奨励的補助金や都道府県の補助金等、地方財政措置を伴わない補助金や交付金(普通交付税措置のみによるものを含む)の地方負担分についても、地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能です。疑義がある場合には個別にご相談ください。</p> <p>なお、地方債の起債対象事業や特別交付税措置の対象となる事業に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てる場合には、Q 3-14及びQ 3-15を参照の上、以下の様式を参考に、各地方公共団体において適切に取り扱うようにしてください。</p> <p><参考></p> <table border="1" data-bbox="502 1809 1428 2038"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>充当額</th> <th>補助・単独の別</th> <th>補助金・交付金名</th> <th>特別交付税措置の有無</th> <th>地方債の起債の有無</th> <th>本税制に係る寄附金を控除した上で地方財政措置を活用しているか</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A事業</td> <td>●万円</td> <td>補助</td> <td>a 交付金</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>確認済み</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	充当額	補助・単独の別	補助金・交付金名	特別交付税措置の有無	地方債の起債の有無	本税制に係る寄附金を控除した上で地方財政措置を活用しているか	A事業	●万円	補助	a 交付金	○	○	確認済み
事業名	充当額	補助・単独の別	補助金・交付金名	特別交付税措置の有無	地方債の起債の有無	本税制に係る寄附金を控除した上で地方財政措置を活用しているか									
A事業	●万円	補助	a 交付金	○	○	確認済み									

<p>Q 3-10.</p> <p>地方負担分へ地方創生応援税制に係る寄附を充てることができる国の補助金・交付金とは、どのようなものを指しているのですか。</p>	<p>A 3-10.</p> <p>別紙「地方財政措置を伴う補助金や交付金のうち、地方負担分に地方創生応援税制に係る寄附を充てることができる補助金・交付金一覧」に掲載された補助金・交付金を指します。※上述の地方財政措置とは、「特別交付税によるもの」「元利償還金に対する地方交付税措置のある地方債によるもの」を指しています。</p>
<p>Q 3-11.</p> <p>地方創生応援税制と地方創生推進交付金を併用しようとする場合において、留意することはありますか。</p>	<p>A 3-11.</p> <p>地方創生推進交付金の地方負担分に企業版ふるさと納税による寄附を充てるとは可能です。</p> <p>また、2021年度における地方創生推進交付金の地方負担分へ充当する寄附見込額が200万円以上又は事業費（2021年度以後の当該地方創生推進交付金に係る事業の事業期間内における総事業費をいい、2020年度以前に実施された期間及び2025年度以降の期間の事業費を除く、特例による事業実施期間（横展開タイプの4、5年目）における事業費を含む。）の1割以上の事業（広域連携事業にあつては、連携する地方公共団体の合計の寄附見込額が200万円以上又は事業費の1割以上の事業）については、横展開タイプの事業であっても、最長5年間の事業計画の申請が可能となりますが、寄附を行う法人の具体的な見込みが立っていることを必須とします。</p>
<p>Q 3-12.</p> <p>寄附企業が地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を活用する場合において、留意することはありますか。</p>	<p>A 3-12.</p> <p>事業主が地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を活用する場合には、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として、認定地方公共団体が実施する地域における安定的な雇用機会の増大を図る事業に関連する寄附を行い、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）に係る計画書に基づき、当該事業が実施される区域内に事業所を設置・整備の上、地域求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れる必要があります。</p> <p>そのため、地方公共団体はあらかじめ当該事業に係る地域再生計画において、地域再生基本方針に基づく支援措置として地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を記載する必要があります。</p> <p>また、当該事業主は地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の計画書に本事業に係る受領証を添付した上で各道府県労働局へ提出する必要があるため、当該事業主が行う寄附が地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の対象とする事業に対する寄附であることを確認の上、＜事業実施・実績報告編＞の末尾に添付</p>

	<p>している参考様式のとおり、以下の内容を追記した受領証を交付してください。</p> <p>※ 以下に該当する場合には、() 内に「○」をし、地域再生計画に記載したまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の区域及び実施期間を記載すること。</p> <p>() 地域雇用開発助成金の対象となる事業 (区域:) (実施期間: 年 月 日～ 年 月 日) に対する寄附として受領したもの</p>
<p>Q 3-13.</p> <p>地方公共団体の地方創生プロジェクトが複数の事業で構成されている場合(各事業費は明確に区分されている)、うち一つの事業に国の補助金や交付金(地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及び地方大学・地域産業創生交付金をはじめ、地方創生に関連する国の補助金・交付金(Q 3-10 参照)を除く。)を受けると、他の事業にも寄附を充てることはできなくなりますか。</p>	<p>A 3-13.</p> <p>全体として1つのプロジェクトであっても、プロジェクトを構成する各事業の事業費が明確に区分されているのであれば、事業ごとに、補助金等(A 3-10 に掲げる国の補助金・交付金を除く。)と地方創生応援税制をそれぞれ活用することができます。</p>
<p>Q 3-14.</p> <p>地方債の起債対象事業に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能ですか。</p>	<p>A 3-14.</p> <p>地方債の起債対象事業に地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能ですが、その場合は、一般に、当該寄附は当該事業の控除財源として取扱うことが適当であると考えられます。</p> <p><イメージ></p> <p>地方債の充当率が 30% の 1 億円の事業を計画しており、当該事業に対して 5,000 万円の寄附がなされる場合の起債可能額は、</p> <p>[事業費(1 億円) - 地方創生応援税制に係る寄附(5,000 万円)] × 30% = 1,500 万円</p>

	<p>となる。</p> <p>※地方創生応援税制に係る寄附を充てない場合は、起債可能額は3,000万円</p>
<p>Q3-15.</p> <p>特別交付税措置の対象となる事業に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能ですか。</p>	<p>A3-15.</p> <p>特別交付税の算定上、地方創生応援税制が適用される寄附は算定経費から控除する必要があります。</p>
<p>Q3-16.</p> <p>法人が特定のNPO法人等を指定し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に充当することを希望して支出する寄附は、法人税基本通達9-4-4のいわゆるトンネル寄附金に該当せず、地方創生応援税制の対象となりますか。</p>	<p>A3-16.</p> <p>法人が特定のNPO法人等を指定し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に充当することを希望して支出する寄附については、寄附者の希望を斟酌しつつも、最終的には地方公共団体の判断によって支出先が決定されます(必ずしも寄附者の希望が反映されるとは限りません)。</p> <p>そのため、法人が特定のNPO法人等を指定し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に充当することを希望して支出する寄附については、租税特別措置法第42条の12の2第1項、同法第68条の15の3第1項、地方税法附則第8条の2の2第1項及び同法附則第9条の2の2第1項に規定する寄附金に該当し、本税制の対象となります。</p> <p><参考></p> <p>福岡国税局回答(佐賀県照会)「企業が特定のCSOに対し寄附することを希望して支出する寄附金に係る法人税法上の取扱いについて」(令和3年3月22日)</p> <p>※ 国税庁のホームページ(文書回答事例/法人税)で公表されています。</p>

(別紙) 地方財政措置を伴う補助金や交付金のうち、地方負担分に地方創生応援税制に係る寄附を充てることができる
補助金・交付金一覧

※ 当該一覧は、特別交付税や元利償還金に対する地方交付税措置のある地方債による補助金・交付金のうち、地方創生応援税制との併用が認められるものです。このほか、奨励的補助金や都道府県の補助金等、地方財政措置を伴わない補助金や交付金（普通交付税措置のみによるものを含む）の地方負担分にも寄附を充てることができます。

※ 各補助金・交付金事業の詳細は、各府省庁の担当部署に問い合わせてください。

※ 当該一覧に掲載された補助金・交付金に係る地方財政措置の内容について確認する場合、まずは各地方公共団体の財政担当部局と密に連携をとり、充当事業に対応する地方財政措置について擦り合わせた上で、確認が必要な点は、各府省庁の担当部署に問い合わせてください。（対象が一部に限定されるものもありますので、充當に当たっては、十分ご注意ください。）

No.	府省庁	補助金・交付金の名称	企業版ふるさと納税との併用		企業版ふるさと納税を活用した場合のインセンティブの付与		担当部署	
			可否	有無	インセンティブの具体的な内容	担当課室名	TEL (直通)	
1	内閣府	子ども・子育て支援整備交付金	可能			子ども・子育て本部（子ども・子育て支援担当）付事業第1係	03-6257-3082	
2		特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	可能			総合海洋政策推進事務局 有人国境離島政策推進室	03-6257-3953	
3		沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）	可能			沖縄振興局特定事業担当	03-6257-1675	
4		沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）	可能			政策統括官（沖縄政策担当）付参事官（企画担当）付	03-6257-1683	
5		沖縄振興特定事業推進費補助金	可能			政策統括官（沖縄政策担当）付参事官（企画担当）付	03-6257-1683	
6		沖縄離島活性化推進事業費補助金	可能			政策統括官（沖縄政策担当）付参事官（企画担当）付	03-6257-1683	
7		沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金	可能			政策統括官（沖縄政策担当）付参事官（政策調整担当）付	03-6257-1693	
8		地方創生推進交付金	可能	有	一定以上の寄附を充當する場合に、事業期間の延長	地方創生推進事務局交付金 T	03-3581-4213	
9		地方創生拠点整備交付金	可能			地方創生推進事務局交付金 T	03-3581-4213	
10		地方創生整備推進交付金	可能			地方創生推進事務局参事官（地域再生担当）付	03-5510-2456	
11		地方大学・地域産業創生交付金	可能			地方創生推進事務局参事官（地方大学・産業創生担当）付	03-6257-1405	
12	警察庁	都道府県警察施設整備事業に係る補助金	可能			長官官房会計課	03-3581-0141	
13		特定交通安全施設等整備事業に係る補助金	可能			交通局交通規制課	03-3581-0141	
14	総務省	高度無線環境整備推進事業	可能			総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課ブロードバンド整備推進室政策係	03-5253-5866	
15		携帯電話等エリア整備事業	可能			総合通信基盤局電波部移動通信課第一業務係	03-5253-5894	
16		過疎地域持続的発展支援交付金	可能			自治行政局過疎対策室	03-5253-5536	
17		特定地域づくり事業推進交付金	可能			自治行政局地域振興室	03-5253-5534	
18		地域経済循環創造事業交付金	可能			自治行政局地域力創造グループ地域政策課企画第一係	03-5253-5523	
19		「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業	可能			情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室高度化推進係	03-5253-5808	
20		放送ネットワーク整備支援事業（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業）	可能			情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室高度化推進係	03-5253-5808	
21		放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）	可能			情報流通行政局地上放送課	03-5253-5737	
22		民放ラジオ聴難解消支援事業	可能			情報流通行政局地上放送課	03-5253-5949	
23	地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業	可能			情報流通行政局地上放送課	03-5253-5949		
24	法務省	外国人受入環境整備交付金	可能			出入国在留管理庁在留支援課	03-5363-3013	
25	文部科学省	健全育成のための体験活動推進事業	可能			初等中等教育局児童生徒課	03-6734-3299	
26		公立学校施設整備費負担金	可能			大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 執行係	03-6734-2463	
27		学校施設環境改善交付金	可能			大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 整備計画係	03-6734-2466	

No.	府省庁	補助金・交付金の名称	企業版ふるさと納税との併用		企業版ふるさと納税を活用した場合のインセンティブの付与		担当部署	
			可否	有無	インセンティブの具体的な内容	担当課室名	TEL (直通)	
28	文化庁	文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業	可能	有	採択に関する査定の上乗率	文部科学省 文化庁 参事官 (文化観光担当) 付 文化観光拠点支援係	03-6734-4893	
29		文化財補助金	可能			文部科学省 文化庁 文化経済・国際課 税制担当 ※事業毎に担当課にお繋ぎします。	03-6734-3044	
30	農林水産省	農業人材力強化総合支援事業のうち農業経営確立支援事業	可能			経営局就農・女性課農業教育グループ	03-6744-2160	
31		鳥獣被害防止総合対策交付金	可能	有	採択に関する査定の上乗率	農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室	03-3591-4958	
32		農山漁村振興交付金 (ハード交付金)	可能	有	採択に関する査定の上乗率 (うち農泊推進対策における施設整備事業 (活性化計画に基づくものに限る) 及び農山漁村活性化整備対策に限る)	農村振興局地域整備課 農村振興局都市農村交流課	03-3501-0814 03-3502-5946	
33		海岸保全施設整備事業	可能			農村振興局防災課	03-6744-2199	
34		農業競争力強化基盤整備事業	可能			農村振興局農地資源課 農村振興局水資源課	03-6744-2208 03-3502-6246	
35		中山間地域農業農村総合整備事業	可能			農村振興局地域整備課	03-6744-2200	
36		農村地域防災減災事業	可能			農村振興局整備部防災課	03-6744-2210	
37		農地耕作条件改善事業	可能			農村振興局農地資源課	03-6744-2208	
38		農業水路等長寿命化・防災減災事業	可能			農村振興局水資源課 農村振興局防災課	03-3502-6246 03-6744-2210	
39		農山漁村地域整備交付金	可能			農村振興局地域整備課	03-6744-2200	
40		多面的機能支払交付金	可能			農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室	03-6744-2197	
41		中山間地域等直接支払交付金	可能			農村振興局地域振興課	03-3501-8359	
42		環境保全型農業直接支払交付金	可能			生産局農業環境対策課	03-6744-0499	
43		強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (うち産地基幹施設等支援タイプに限る)	可能			生産局総務課生産推進室	03-3502-5945	
44		国営かんがい排水事業	可能			農村振興局水資源課	03-6744-2206	
45	国営総合農地防災事業	可能			農村振興局防災課	03-3502-6430		
46	国営農地再編整備事業	可能			農村振興局農地資源課	03-6744-2207		
47	国営緊急農地再編整備事業	可能			農村振興局農地資源課	03-6744-2207		
48	水産庁	海岸保全施設整備事業	可能			防災漁村課	03-3502-5304	
49		漁村振興対策地方公共団体整備費補助 (うち漁港機能増進事業)	可能			計画課	03-3506-7897	
50		水産基盤整備事業	可能			計画課	03-3502-8491	
51		浜の活力再生・成長促進交付金 (うち水産業強化支援事業)	可能			防災漁村課	03-6744-2391	
52		水産業競争力強化緊急事業 (うち水産業競争力強化緊急施設整備事業)	可能			防災漁村課	03-6744-2391	
53	林野庁	林業成長産業化総合対策 (うち林業・木材産業成長産業化促進対策交付金)	可能			経営課	03-3502-8055	
54		森林整備事業	可能			整備課	03-6744-2303	
55		治山事業	可能			治山課	03-6744-2308	
56	国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	可能			総合政策局地域交通課	03-5253-8396	
57		「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 (集落活性化推進事業費補助金)	可能	有	採択に当たって一定程度配慮	国土政策局地方振興課	03-5253-8403	
58		奄美群島振興交付金	可能			国土政策局特別地域振興官付	03-5253-8423	

No.	府省庁	補助金・交付金の名称	企業版ふるさと納税との併用		企業版ふるさと納税を活用した場合のインセンティブの付与		担当部署	
			可否	有無	インセンティブの具体的な内容	担当課室名	TEL (直通)	
59	国土交通省	小笠原諸島振興開発事業費補助	可能			国土政策局特別地域振興官付	03-5253-8424	
60		社会資本整備総合交付金	可能	有	配分に当たって一定程度配慮	大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室	03-5253-8967	
61		防災・安全交付金	可能	有	配分に当たって一定程度配慮	大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室	03-5253-8967	
62		補助事業（道路）	可能			道路局環境安全・防災課	03-5253-8495	
63		補助事業（河川）	可能			水管理・国土保全局治水課流域調査係	03-5253-8455	
64		補助事業（ダム）	可能			水管理・国土保全局治水課計画係	03-5253-8453	
65		補助事業（砂防）	可能			水管理・国土保全局砂防部砂防計画課企画係	03-5253-8467	
66		補助事業（下水道）	可能			水管理・国土保全局下水道部下水道事業課事業係	03-5253-8430	
67		補助事業（港湾）	可能			港湾局計画課	03-5253-8668	
68		補助事業（海岸）	可能			港湾局海岸・防災課 水管理・国土保全局海岸室	03-5253-8688 03-5253-8471	
69		補助事業（空港）	可能			航空局総務課政策企画調査室	03-5253-8695	
70		補助事業（都市）	可能			都市局都市政策課企画係	03-5253-8397	
71		観光庁	観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業）	可能			国土交通省総合政策局地域交通課	03-5253-8396
72	観光振興事業費補助金（観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業）		可能			観光庁外客受入担当参事官室	03-5253-8972	
73	観光振興事業費補助金（観光地域振興無電柱化推進事業）		可能			国土交通省道路局環境安全・防災課	03-5253-8495	
74	観光振興事業費補助金（先進的サイクル環境整備事業）		可能			国土交通省道路局参事官	03-5253-8497	
75	観光振興事業費補助金（古民家等観光資源化支援事業）		可能			国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室	03-5253-8517	
76	観光振興事業費補助金（「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業）		可能			観光庁外客受入担当参事官室	03-5253-8972	
77	観光振興事業費補助金（安心して訪日観光ができる海洋周辺地域の魅力向上事業）（※うち受入環境整備に係るもののみ）		可能			国土交通省港湾局海洋・環境課 国土交通省海事局内航課	03-5253-8684 03-5253-8625	
78	文化資源を活用したインバウンドのための環境整備		可能			文化庁文化経済・国際課	03-6734-3044	
79	国立公園のインバウンドに向けた環境整備		可能			環境省自然環境局国立公園課	03-5521-8278	
80	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業		可能			観光庁外客受入参事官室	03-5253-8972	
81	新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化・地域資源磨き上げ		可能			観光庁観光資源課	03-5253-8924	
82	観光振興事業費補助金（城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業）		可能			観光庁観光資源課	03-5253-8925	
83	環境省		自然環境整備交付金	可能			自然環境局自然環境整備課	03-5521-8281
84		環境保全施設整備交付金	可能			自然環境局自然環境整備課	03-5521-8281	
85		循環型社会形成推進交付金	可能			環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課施設第一係、浄化槽推進室	03-5521-8337 03-5501-3155	
86		廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金）	可能			環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課施設第一係	03-5521-8337	
87		廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）	可能			環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課施設第一係	03-5521-8337	
88		廃棄物処理施設整備交付金	可能			環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課施設第一係	03-5521-8337	
89		指定管理鳥獣捕獲等事業交付金	可能			自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	03-5521-8285	
90		動物収容・譲渡対策施設整備費補助金	可能	有	採択に当たって一定程度配慮	自然環境局総務課動物愛護管理室	03-5521-8331	

No.	府省庁	補助金・交付金の名称	企業版ふるさと納税との併用	企業版ふるさと納税を活用した場合のインセンティブの付与		担当部署	
			可否	有無	インセンティブの具体的な内容	担当課室名	TEL (直通)
91	防衛省	障害防止対策事業費補助金	可能			地方協力局周辺環境整備課	03-5362-4849
92		施設周辺整備助成補助金	可能			地方協力局周辺環境整備課	03-5362-4849
93		道路改修等事業費補助金	可能			地方協力局周辺環境整備課	03-5362-4849
94		施設周辺整備統合事業費補助金	可能			地方協力局周辺環境整備課	03-5362-4849
95		再編推進事業費補助金	可能			地方協力局周辺環境整備課	03-5362-4849
96		教育施設等騒音防止対策事業費補助金（一般防音）	可能			地方協力局防音対策課	03-5362-4837

※その他、以下の事業（委託費）に関し、地方公共団体独自の取組に寄附を充てた場合、インセンティブを付与することとしています。

No.	府省庁	補助金・交付金の名称	企業版ふるさと納税を活用した場合のインセンティブの付与		担当部署	
			有無	インセンティブの具体的な内容	担当課室名	TEL (直通)
1	文部科学省	WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業	有	採択に関する査定有加算項目	初等中等教育局参事官（高等学校担当）付高等学校改革推進室	03-6734-3300